

「1970年代東京都公害問題対策資料」 の概要と公開の意義

—資料整理担当者の立場から

宇野 淳子

はじめに

- 1 受入番号 0016 「1970年代東京都公害問題対策資料」の概要
 - 2 シリーズ設定と1970年代の公害行政
 - 3 本資料群からみえる東京都の公害対策
- おわりに

はじめに

(1) 本稿の目的

本稿の目的は、環境アーカイブズが所蔵している「受入番号 0016 1970年代東京都公害問題対策資料」（以下、「本資料群」と略す）について、資料群の概要と整理状況、整理により見えてきた本資料群の特徴について述べることにある。

環境アーカイブズは、2009年8月に文部科学省の助成金を得て全学組織として発足した法政大学サステナビリティ研究教育機構の「環境アーカイブズ・プロジェクト」として設立された。2013年4月に法政大学大原社会問題研究所に統合され、現在の正式名称は「法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ」という。本稿では「環境アーカイブズ」と表記を統一する。

筆者は、2021年6月に環境アーカイブズのRA（リサーチ・アシスタント）に採用になり、本資料群の整理の担当となった。その後、2022年4月から2024年3月まで環境アーカイブズの「専門嘱託（アーキビスト）」に任用替えとなり、閲覧や非公開情報の判定、資料管理等の館務全般を担当しながら同資料群のコンテキスト分析などを継続した。また、後に述べるように本資料群は2024年度に資料の追加寄贈があり、その目録化も行った。

そこで本稿では資料整理担当者の立場から、まず整理を通して見えてきた本資料群の概要について述べる。次に本資料群のシリーズレベルの設定について述べ、さらにいくつかの資料を例示し、そこからみえる1970年代の公害問題対策の一端に触れる。最後に、「民間に保存された公的文書」である本資料群を大学内のアーカイブズ機関で公開する意義を示したい。

なお、本稿は、法政大学大原社会問題研究所環境・市民活動アーカイブズ資料整理研究会主催で2024年2月26日にオンライン開催された、「民間に保存された公的文書——「1970年代東京都公害問題対策資料」から考える」においての同題での報告を基に加筆修正したものである。

（2）受け入れの経緯と整理

1) 受け入れの経緯と過去の整理

本資料群は、2010年12月14日に、環境アーカイブズの設立に尽力された船橋晴俊先生（法政大学社会学部教授・サステナビリティ研究教育機構機構長（当時）。2014年8月逝去）から、当時のサステナビリティ研究教育機構環境アーカイブズが寄贈を受けている。

環境アーカイブズが資料群ごとに作っている引継書（内部資料）を見ると、2012年度と2013年度に目録の作成作業が行われているが公開には至らなかった。筆者が2021年に本資料群の担当になった際には、資料は過去の整理者によってアイテムレベルとして目録に採られている単位で透明ポケットに入れられ、透明ポケットがファイル単位で中性紙封筒に入った状態で大型段ボールに収められて書庫（環境アーカイブズでは収蔵庫を「書庫」という）で保存されていた。よって、受け入れ時の様子が分かるものは、受け入れ（2010年12月10日）の直後の12月17日・20日・21日に撮影された写真と受け入れ記録のみの状態だった。

受け入れ記録に「ひもでくくられた紙資料5束と紙袋1つ」として記されていた本資料群は、筆者が本資料群を初めて見た2021年時点では大型の段ボール箱3箱という数量で管理されていた。後に述べる再整理を経て、現在は87ファイル・763アイテムを文書箱6箱に収めて管理している。

2) 整理

1) で述べたように、筆者が整理を担当した時点で本資料群は大型段ボール箱3箱に入れられ、書庫で保存されていた。段ボールの中は過去の整理者によりファイル単位で中性紙封筒に入れられ、封筒の中はアイテムレベルとして目録に採られている単位で資料が透明ポケットに入れられていた。透明ポケットには資料ID（アイテムレベルの識別番号）が振られているシールが貼られていたりファイルレベルの識別番号が市販の糊付き付箋に書き込まれて貼られていたりして、統一性がなかった⁽¹⁾。そこで、まずはファイルレベルの現在秩序（現在の並び順）の目録を作成し、概要を確認した。確認により分かったことは、整理時に過去の整理者により、おそらくデジタル化してWebサイトで公開することを想定しての措置として、アイテムレベルもステープラなどを除去して細分化して資料IDを振っていること。また、利用の便を最優先してのことだと思われるが、一

(1) これは、各資料群50ファイルまでを先行公開するという、サステナビリティ研究教育機構時代の環境アーカイブズの方針に基づく措置の結果である。

部資料の並び替え⁽²⁾を行っていることである。そこで、これ以上の原秩序⁽³⁾の変更を避ける目的で、既存のアイテム目録（Excel データ）を現在秩序の通りに並び替え、後に述べるボール紙などこれまで目録に採られていなかった資料の情報を加えながらアイテム目録を再構成した。その際に確認できた資料状態の異動は極力アイテム情報として備考に残したため、「下の資料とのりづけ。（2021 年度確認段階では糊付けされていないで 1 枚で透明ポケットに入っていた。いつはがしたかは不明）」（アイテム ID：0016-B5-068-012）といったように、2021 年以前に記された備考と確認時の状況の変化を併記している記載が複数ある。また、同様の理由で、従来は資料 ID を付すことで掲載の理由がなくなる旧整理番号をあえて目録項目として残し、原秩序を確認する手掛かりを残すようにした。

保存上の整理について述べると、段ボールの素材の酸性紙は資料を長期保存していく際の劣化要因になりうるため、資料の配列はそのままだに、段ボール 1 箱を文書箱 2 箱に分けるかたちで 2021 年 9 月 30 日に中性紙箱に入れ替えた。また、アイテム目録を再構成する際に振り直した資料 ID はラベルシールに印刷して、透明ポケットに貼付した。

最後に追加寄贈分について述べたい。本資料群は寄贈を受けているものの、環境アーカイブズと寄贈者間で正式な寄贈書類の取り交わしを行う前に船橋晴俊先生が逝去されているようだった。そこで、資料整理研究会前の 2024 年 2 月 6 日に船橋恵子氏（船橋晴俊先生のご家族）との間で寄贈書類を取り交わした。その折、船橋恵子氏から、本資料群の一部がまだご自宅で保存されていること。環境アーカイブズへの寄贈⁽⁴⁾を考えてくださっていることを伺った。大原社会問題研究所の判断を経て、同一資料群の後年寄贈分であることをシリーズ編成として明らかにして共に保存することとなった。2024 年 4 月に追加寄贈（15 アイテム）があり、目録化とその部分を追記した資料群概要を 2024 年度に筆者が作成した⁽⁵⁾。

(2) 例えば、受け入れ時に撮影された写真に写っている中性紙封筒に書かれているファイルレベルを示す番号とその資料が現在収められている中性紙封筒に書かれている番号が異なっているが、経緯の記録がない。また、ファイルレベル番号が振られた封筒はあるが中身がない、といったことがある。

(3) 原秩序（original order）「出所を同じくする資料群のなかで、個々のドキュメントが単体または複数でもともと与えられている関係性から生じる秩序（配列）のことで、それを生み出した組織や家、個人の体系をコンテキストとして反映していると考えられる構造。フォンドやシリーズレベル以下のファイル（簿冊）単位あるいはアイテムの各レベルにおいても何らかのかたちで存在する。（中略）外的構造とは、記録がおかれた場所や配列の順序（整理番号や記号を含む）、編綴あるいはファイルのされ方などにより表現される。仮にファイルのされ方が合理的でないとしても、整理にあたる者の観点や感覚だけでそれを並び替えたりすることは、原秩序の破壊を招くことになる。（以下略）」（下重直樹氏執筆）アーカイブズ学用語研究会編（2024）『アーカイブズ学用語辞典』柏書房、153-154 頁。

(4) 環境アーカイブズは大原社会問題研究所への統合時に新規の資料受け入れは停止している。今回の追加寄贈が可能になったのは同一資料群の一部が寄贈者宅に保管されていることが明らかであったからである。

(5) 「受入番号 0016 1970 年代東京都公害問題対策資料」 https://k-archives.ws.hosei.ac.jp/public_document/0016/

1 受入番号 0016 「1970 年代東京都公害問題対策資料」の概要

(1) 作成者と寄贈者

本資料群の作成者⁽⁶⁾は船橋俊通（ふなばし・としみち）氏であり、寄贈者は船橋晴俊（ふなばし・はるとし）氏である。両者についてみていく。

1) 船橋俊通氏について

船橋俊通氏は 1914 年生まれ。1940 年 7 月東京市書記，1959 年 12 月東京都総務局総務部文書課長，1961 年 7 月東京都総務局主幹，1963 年 12 月東京都企画室参事，1964 年 8 月東京都企画調整局調整部長，1967 年 5 月東京都企画調整局長，1968 年 7 月東京都総務局長を経て，1971 年 5 月に東京都副知事に就任。1975 年 5 月に東京都副知事を退任した後も，1975 年 10 月京浜外貿埠頭公団副理事長，1982 年 3 月東京都人事委員会委員などを歴任した。2014 年 5 月逝去⁽⁷⁾。

当時の「片肺」から「三肺」へ「三副知事きょう発令」という新聞記事⁽⁸⁾によると、船橋俊通氏の副知事としての分担は「総務、広報、公害、清掃、住宅、教育、労働、港湾関係」であることが分かる。

また、本資料群に関係することとして、「東京都における環境アセスメントを考える委員会 委員長」（1977 年 12 月 7 日 朝日新聞朝刊より）の任に就いている。

2) 船橋晴俊氏について

船橋晴俊氏は 1948 年生まれの環境社会学者で、船橋俊通氏の子。1981 年に法政大学社会学部に着任。2009 年 10 月から 2013 年 3 月まで法政大学サステナビリティ研究教育機構機構長を務め、環境アーカイブズの設立に尽力した。また、2010 年 12 月に本資料群を環境アーカイブズに寄贈した。2014 年 8 月逝去⁽⁹⁾。

(2) 資料群の年代と資料群の概要

1) 資料群の年代

資料群の年代は、1965 年から 1980 年と判断した。「判断した」というのは、目録をアイテム単位で検索すると上限は 1961 年にみえるが、これは 1965 年 7 月 14 日の会議資料の一部であり、資料群の年代幅としては 1965 年からとみるほうが適切だからである。

(6) 資料群としてのまとまりを形成したという意味で作成者と記した。個々のアイテムの作成者の意味ではない。

(7) 東京都議会会議録「昭和 62 年第 2 回定例会（第 10 号）」1987 年 7 月 10 日で示されている経歴を基とし、船橋恵子氏にご教示いただいたことのうち、本資料群に関わる内容を加筆した。なお、本資料群に含まれる年代に下線を引いた。

(8) 朝日新聞 1971 年 5 月 22 日朝刊。

(9) 「船橋晴俊の生涯——経歴・経験・作品」船橋恵子責任編集（2015）『船橋晴俊——研究・教育・社会変革に懸けた一筋の道』一般社団法人比較社会構想研究所より、環境アーカイブズに関わる事績のみを引用した。

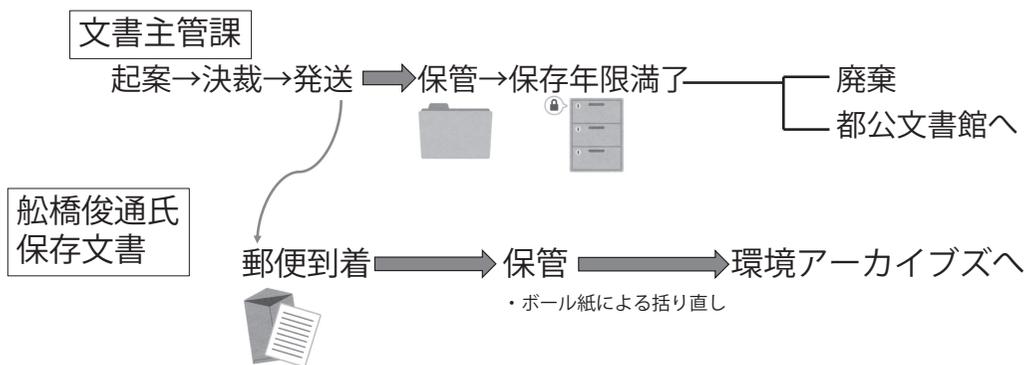
2) 資料群の概要

先に示した船橋俊通氏の経歴と併せると、船橋俊通氏が東京都企画調整局調整部長・企画調整局長・総務局長・東京都副知事、東京都における環境アセスメントを考える委員会 委員長の職責にあった際に受け取った、主に東京都庁作成の行政文書により構成される資料群である。

「民間に保存された公的文書」という、本特集のテーマに即して考えると、神奈川県立公文書館所蔵の「佐々井典比古氏関係文書」⁽¹⁰⁾ について、清水善仁氏が「公文書管理規程（レコードスケジュール）の枠外で作成された『手持ち』、もしくは組織共用性の低い資料」として私文書として公文書館に寄贈された例⁽¹¹⁾ としているのと同様に私文書であるといえる。実際、船橋俊通氏の自宅宛の封筒に収められている資料もある。

(3) 文書がたどるタイムライン

かなり簡略化しているので概念図ではあるが、文書がたどるタイムラインを図示したのが【図1】となる。「文書主管課」とした流れは東京都庁の文書管理のライフサイクルである。この部分については、『東京都公文書館調査研究年報』に掲載されている昭和40年代の都の文書管理の論文を参考にした⁽¹²⁾。また、「船橋俊通氏保存文書」は本資料群に相当するが、船橋俊通氏が保存していた資料全てが本資料群として環境アーカイブズに寄贈されたかは確認できないので、本資料群を包括する概念として記した。なお、本資料群が「1970年代東京都公害問題対策資料」という名称でい



【図1】 文書がたどるタイムライン

(10) 神奈川県立公文書館のウェブサイトに掲載された同資料群の概要によると、「神奈川県副知事等の要職を務めた佐々井典比古氏が整理していた自然保護、都市計画、開発、土木などの行政に関する昭和40年代を中心とする資料であり、当時の県政を知る上で貴重な資料である。」と説明されている。(https://www4.musetheque.jp/kanagawa_archives/detail?cls=07_collect_anc_mokuroku&pkey=9601200000) (最終確認日：2024年11月17日、以下Webサイトの最終確認日は同じ)

(11) 清水善仁 (2023) 「公害経験の継承と公害資料 アーカイブズとしての公害資料館」清水万由子・林美帆・除本理史編『公害の経験を未来につなぐ——教育・フォーラム・アーカイブズを通じた公害資料館の挑戦』ナカニシヤ出版、114頁。

(12) 太田亮吾 (2023) 「【シリーズ・東京都の文書管理規程】④昭和40年代の文書管理規程 東京都公文書館の設置と東京都文書管理規程の制定」『東京都公文書館 調査研究年報<WEB版>』第9号、11-43頁。

つから呼ばれているか、そもそも俊通氏から晴俊氏にいつ管理が移ったかは、環境アーカイブズにある過去の整理記録等を確認したが確定できていないため【図1】には反映していない。

本資料群を見ると、船橋俊通氏の自宅に郵送された会議資料が多く、報告として東京都公害局から送られているものもある。それらの資料はボール紙に主題を付して紐等で括り直された状態で環境アーカイブズへ寄贈されている。

（4） 船橋俊通氏保存文書をめぐって

自宅で保管されていた公的文書をどう捉えるか、環境アーカイブズで公開することは可能か、この2つについて本資料群の整理段階に環境アーカイブズのスタッフからも確認があった。前者については、役所の文書は「原本保存主義」であり、「一般文書であれば、主管課において起案文書を保存することで、その事案に関する情報は確保されるため、通達や通知などその起案文書を基に発せられた文書を収受した他の課においては、その収受文書について上記の起案文書よりも短期間の保存年限を設定する」⁽¹³⁾ ことが原則であり文書管理規程上のルートとは異なる残存状況であること。船橋家に保存されていた文書は起案文書ではなく発送文書であることを考えると私文書として民間で保存されていることは自然なことと考える。また、終戦時に役場文書の焼却命令が出された際に役場から持ち出された兵事文書が約60年後に公開されたことにより書かれた論考には「個々は公文書である役場記録からなるこの資料群の内的構造は消失した上に、そこに個人が管理した要素が多く入り込んでいる…（中略）…私的な性質が多く含まれる」⁽¹⁴⁾ とあり、「私的な性質」つまり民間文書としての性格が指摘されている。よって公的性格を持つ民間文書として捉えることは可能であろう。後者については、先に清水善仁氏の文章を引用したように、手持ち文書を民間文書としてアーカイブズ機関で公開している事例があること。また、本資料群の整理中に自治体立の公文書館に勤務される複数の方に相談をしたところ、いずれも問題ないとの話をいただいたことを併せ、公開することは支障ないと考える。

なお、先述の通り、船橋俊通氏は東京都公文書館が開館した1968年10月1日には東京都公文書館を所管する東京都総務局長の任にあり、文書管理には精通していたと推測できる。

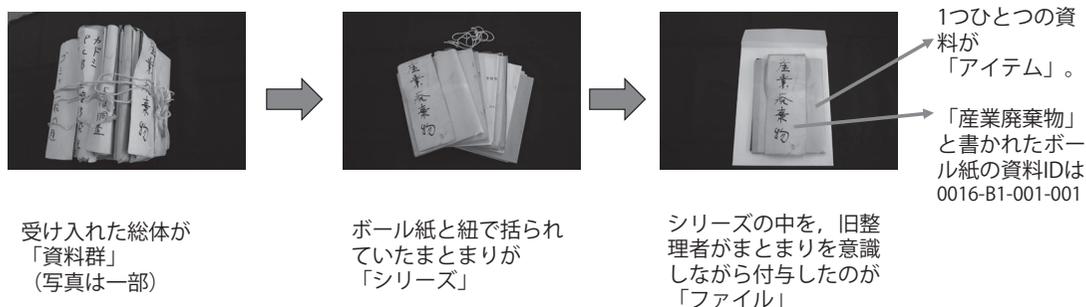
（5） 資料閲覧と利用制限⁽¹⁵⁾

資料閲覧については、資料群概要とアイテムレベル目録を環境アーカイブズのウェブサイトで公開している。資料群概要はWordで、目録はExcelで作成したものをPDFデータにして掲載して

(13) 注12 太田氏論文19頁。『東京都文書事務の手引』初版（1974年）を基に指摘がなされている。

(14) 橋本陽（2014）「消失から救われた文書——自宅に保管されていた戦時期村役場文書とその利用へと至る道」学習院大学大学院人文科学研究科アーカイブズ学専攻『GCAS Report』3, 99頁。

(15) この項については、2022・2023年度（筆者が環境アーカイブズで閲覧対応に従事していた時）までに判断していた基準で記載しているため、実際の利用にあたっては、利用時のスタッフの指示に従っていただくようお願いいたします。



【図2】 資料群の階層

いる⁽¹⁶⁾。

資料群の階層を示したのが【図2】である。資料IDは現状を基に、「資料群番号-箱番号-ファイル番号-アイテム番号」として付与した。【図2】の右端の写真にある「産業廃棄物」と書かれたボール紙は、本資料群の最初のアイテムのため、1箱目の1番目のファイルの1番目のアイテムであるという資料群内の階層が資料IDから理解できるように「0016-B1-001-001」と付与した。なお、この資料群内の階層は整理の項でも述べたように、2021年6月段階の現在秩序に基づいている。よって、一件文書であってもステープラ留が外され、別の資料IDが付与されている場合はそのまま別個のアイテムとして扱っている。繰り返しになるが資料IDを付与した単位で透明ポケットに入っており、ファイルごとに中性紙封筒にまとめられていた状態で固定することで原秩序の手がかりを保全することを優先したことによる。

資料群概要については旧整理者作成データを踏襲しつつ、2021年度以降に分かったこと等を加筆修正して作成した。

資料閲覧にあたっては、資料ID単位での出納が可能である。基本的に原本を出納することになっているが、青焼きや感熱紙の資料は露光により退色する可能性があるため、まずは環境アーカイブズで資料を撮影し、そのデータを出力した代替化資料で利用していただくことになる。

利用制限については、環境アーカイブズの資料全般について『環境アーカイブズ所蔵資料の公開指針 要審査資料に対する個人情報保護年限の基準内規』に基づき公開判定を行っている。国立公文書館等の利用規則に準じている。資料寄贈者や資料に記された個人の住所などには「時の経過」を意識しつつ閲覧制限をかけ、利用申請があった際は資料の代替物にマスキングをした資料を提供する。ただし、既に他所で公開されている情報については、公開できるかを検討している。

また、本資料群については、寄贈者と2024年2月に協議し、以下のことを確認しあった。1つ目は旧蔵者である船橋俊通氏宛の封筒に記された住所についてで、マスキングにより部分非公開を行う。2つ目は旧蔵者ではなくても住所が記されている場合（当時の資料には、公職に就く方の住所が記載されていることがある）で、これもマスキングにより部分非公開を行う。3つ目は都職員

(16) この方法は環境アーカイブズの収蔵資料に共通している。ただし、「受入番号0042 旧東京都立多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー所蔵資料」と「受入番号0009 市民活動サポートセンター・アンティ多摩収集資料」は、相互レファレンス等の必要により、Excelデータを検索の補助ツールとして掲載している。

への貸付金に関する文書についてで、公害対策ではなく、また、特定の職員のプライバシーに関わる内容ゆえ、非公開とした。目録には当該文書の存在は示すが、文書名に個人名が書かれているため、そこは伏字にしてその旨を明記し、目録を公開することにした。

2 シリーズ設定と1970年代の公害行政

(1) 受け入れ時秩序からみえるシリーズ

本節では、本資料群のシリーズ設定について述べる。最初に「シリーズ」の定義を確認する。

ファイリングシステムに従って編成され、同じ活動において作成、受領または利用された結果として関連した類似の記録のグループ。(中略)シリーズは、おのおのが独自のタイトルがある資料のグループであり、グループ全体としての集合的なタイトルがつけられることもある。通常レコードシリーズ内の基本単位はファイルとなる。また、シリーズレベルの下位レベル、シリーズレベルとファイルレベルの中間のレベルとしてサブシリーズが求められることがある。⁽¹⁷⁾

第1節で述べたように、過去の整理では資料がファイルレベル単位で中性紙封筒に収められており、目録はファイルレベルとアイテムレベルが1つのExcel上に表現されている形になっていた。ファイル名を見ると「カドミ PCB クロム土壤汚染等1／各種物質 (PCB, カドミ等) による汚染等調査データ」(ファイルID: 0016-B1-005)のように「シリーズレベル／ファイルレベル」を意識しつつファイル名が付与されているのは確認できた。しかし、定義にあるようにシリーズレベルは類似の記録のグループであることを明示するものであり、シリーズレベルの設定は利用の便を考えると必要である。

【図3】が示すように、受け入れ時に撮影されている写真から、受け入れ時に主題ごとにボール紙と紐で括られていた資料が大半であったことが確認でき、受け入れ記録と一致していた。このことから受け入れ時に撮影された写真と中性紙封筒に振られていた旧整理番号(先のファイルだと「H-3-③」と書かれた中性紙封筒に入れられている)から原秩序を示すことができる程度は可能であろうと判断し、シリーズレベルの痕跡を複数掛け合わせることでシリーズレベルを復元し、設定することにした⁽¹⁸⁾。

シリーズは全部で17となる。

シリーズ 1: 「産業廃棄物」

シリーズ 2: 「ゴミ 世論調査」

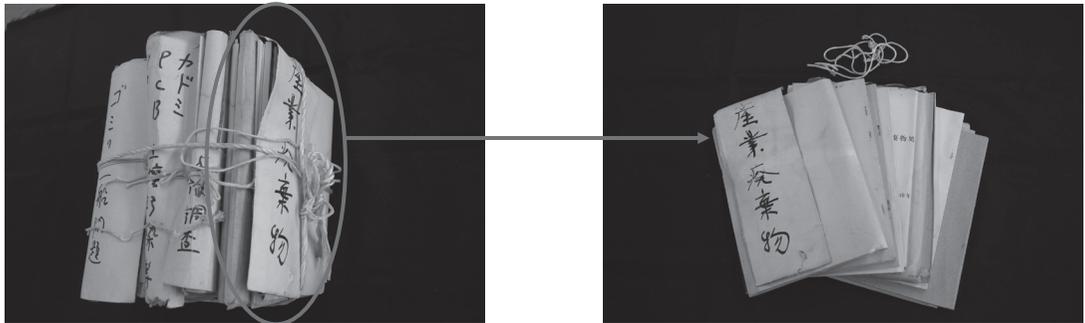
シリーズ 3: 「カドミ／PCB／クロム土壤汚染等」

シリーズ 4: 「ゴミの一般問題」

シリーズ 5: 「排ガス規制」

(17) 前出『アーカイブズ学用語辞典』230頁の「シリーズ (series)」(寺澤正直氏執筆)。

(18) なお、シリーズ名とファイル名は内容的に重複する部分もあるが、整理時の並び替えの可能性があるので、付与されたままのファイル名を保持したまま目録には記載し、シリーズレベルは資料群概要で該当するアイテムIDと共に示すにとどめることにした。



【図3】 受け入れ時撮影写真に記録されたシリーズとシリーズ内秩序

- シリーズ 6 : 「環境アセスメント」
- シリーズ 7 : 「騒音・振動」
- シリーズ 8 : 「悪臭」
- シリーズ 9 : 「公害・雑」
- シリーズ 10 : 「廃棄物」
- シリーズ 11 : 「公害 工場集団移転」
- シリーズ 12 : 「光化学スモッグ」
- シリーズ 13 : 「公害問題国際都市会議」
- シリーズ 14 : 「公害監視委員会」
- シリーズ 15 : 「排気ガス」
- シリーズ 16 : 「自然の保護と回復に関する諸調査等綴」
- シリーズ 17 : 「2024 年度追加寄贈：都民を公害から防衛する計画」

シリーズ名について補足説明をする。シリーズ 1 からシリーズ 11 およびシリーズ 14 からシリーズ 15 は各シリーズを覆うようにつけられていたボール紙に書かれた記載内容を用いた。基本的に記載のままだが、シリーズ 14 は「公・監視・委」と略記されていたので「公害監視委員会」に、シリーズ 15 は「排気ガス」と記されていたので「排気ガス」とした。いずれも利用の便を考慮のことである。なお、このボール紙が誰の筆かということは過去の整理段階では不明として引き継がれていたが、ご家族（寄贈者）に見ていただいたところ、船橋俊通氏の筆であると確認できた⁽¹⁹⁾。

シリーズ 12 とシリーズ 13 はボール紙がつけられていないが、シリーズ内のファイルレベルの資料をまとめた封筒の記載によりシリーズ名を付与した。なお、シリーズ 12 は紐で括られていたことが受け入れ時の写真から分かる。シリーズ 13 はファイルレベルをまとめた封筒の記載を基に、会議の正式名称からシリーズ名を付与した。写真上では紐は確認できなかった。

シリーズ 16 は受け入れ時の写真を見ると、表紙等はなく、文書用の黒色の綴紐で一括されてい

(19) 2024 年 2 月 6 日に船橋恵子氏にご教示いただいた。

た。1紙目の左上に赤鉛筆で「公害」と記されていること、内容的に多岐にわたることから、旧整理では「東京都公害関係資料雑件」というファイル名が付与されている。ただ、この名称でシリーズ名を付与すると船橋俊通氏が「公害・雑」と記したシリーズ9と混同するため「雑」の語を付けず、他のシリーズにはあまり出て来ないがしばしば本シリーズ内に出てくる「自然の保護と回復」等の文書が綴られているということを示すシリーズ名を筆者が付与した。なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例」は1972年に制定されている。

シリーズ17は先述の仔細で2024年度に追加寄贈を受けた資料で、15アイテムのうち13アイテムが「都民を公害から防衛する計画」や「東京都公害防止条例及び同条例施行規則」などの行政刊行物である（残り2アイテムは行政刊行物の送付文書と関連資料）。これも筆者が付与したシリーズ名となる。1971年に策定された「都民を公害から防衛する計画」は「単に公害の監視、規制というような直接的な公害対策にとどまらずに、都政のなかで、公害防止に関連するすべての施策を可能な限り盛り込んだこと」と「都民の生活を取り巻く環境自体を、各種の汚染から保護するという見地から、自然環境の保全をとりあげたこと」という2つの考え方が採用されている（アイテムID:0016-B6-085-002）。1971年から1974年までの『都民を公害から防衛する計画』があり、船橋俊通氏が東京都の副知事を務めていた時期の計画が本シリーズに揃っている。内容は毎年変更して1972年以降の計画の「はじめに」には「本年の計画をつくるにあたっては」との記載がある。例えば1974年分は規制計画の明示や光化学スモッグ対策などの二次汚染対策の強化等の考え方が取り入れられたことが記されている（アイテムID:0016-B6-086-003）。他シリーズとは受け入れ時期こそ異なるものの、内容的には他シリーズが各論・本シリーズが総論という関係になっているものもあり、相即不離のものである。

以上のように、船橋俊通氏が付与していたボール紙があるものについてはその記載のままのシリーズ名とした。後年に資料を見ている筆者らはこのシリーズ名を見て、1993年施行の環境基本法第二条第2項で定義される公害、つまり「大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭」の典型七公害と同じ語がほぼ含まれていると感じてしまうが、環境基本法の制定に伴い廃止された公害対策基本法第二条では「公害」を「大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く）及び悪臭」と定義しており⁽²⁰⁾、本資料群を構成する文書が作成されていた時期にはこれらの語句が使われていたことが分かる。では、東京都の行政執行の中で実際にどのようにこれらの対策が採られていたのだろうか。(2)で当時の東京都の動きを確認し、シリーズ名となった語句の同時代性を確認したい。

(2) 1970年代の東京都の公害行政

本資料群のシリーズは旧蔵者である船橋俊通氏のボール紙への書き込みが基になっていることは述べた。書き込まれた語は法を意識しつつ主観でつけられたのか否かはご本人に伺うことが叶わないため判断しきれないが、資料が作成されたのと同時代の2つの手がかりから当時の公害行政を確

(20) 公害対策基本法は環境基本法施行により廃止されているため、衆議院Webサイト「第055回国会 制定法律の一覧」の「法律第三百三十二号（昭四二・八・三）」を参照した。（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/05519670803132.htm）

認し、書き込まれた語を捉えたい。

1) 東京都における公害所管課の変遷

東京都公文書館の Web サイトで公開されている「東京都組織沿革」⁽²¹⁾ を用いて東京都庁の公害所管課の変遷を確認する。東京都庁の組織に「公害」の文字が含まれているのは、東京都の組織改正で首都整備局とその中に都市公害部が置かれる 1960 年 7 月 2 日から、環境局の中に自動車公害対策部が置かれなくなる 2014 年 4 月 1 日までの間となる。局としては首都整備局（1960 年 7 月 2 日～）→公害局（1970 年 10 月 26 日～）→環境保全局（1980 年 12 月 1 日～）→環境局（2000 年 4 月 1 日～）という変遷をたどる。局の中も随時組織改正が行われている。船橋俊通氏が公害を担当する副知事在职時の 1973 年 4 月 1 日の改正により、公害局には以下の部・課が置かれていたことが確認できる。

企画部

交通災害対策部

総務部（庶務課、相談課、調整課）

自然環境保護部（管理課、計画課、緑政課、保全課）

規制部（管理課、大気課、自動車公害課、騒音振動課、水質課、特殊公害課）

監視部（管理課、大気監視課、水質監視課、特別監視課、検査課）

防止助成部（助成課、立地計画課、立地指導課、高圧ガス課、火薬電気課）

本資料群のまとまりを構成するボール紙に書かれた語と完全一致はしないが、大気、自動車公害、騒音振動、水質、また工場移転に関わる立地計画などの語を見ることができる。

なお、1972 年に東京都公害局に勤務していた井原平氏は、公害の諸現象として大気汚染（亜硫酸ガス、自動車排ガス）、水汚染（各河川の問題や東京湾の汚濁、船舶からの油かすの排出による汚染）、騒音問題（航空機騒音、工場騒音等）、地盤沈下を挙げる。また、公害ではないが大きな問題としてゴミ（一般の家庭ゴミと都市廃棄物、産業廃棄物）を挙げ、さらに「こういった環境破壊の進行する中で、自然をむしろ先取りして何とか残していくという意味で、自然の回復と保護という問題があり、これらの範囲のものが「現在東京都が公害行政の中で、一応対象としているものである」と指摘する。そして、「いわゆる公害の発生源のコントロール、発生源の規制と監視というものが公害行政の中心を占めている」と述べており⁽²²⁾、部や課の名称がこのようにつけられた背景と共に「ゴミ問題」や「自然の保護と回復」が主題となっている背景を確認することができる。

2) 受入番号 0042「旧東京都立多摩社会教育会館市民活動サービスコーナー所蔵資料」の旧分類番号 (50 番台)

環境アーカイブズでは 1972 年 10 月から 2002 年 3 月に東京都立多摩社会教育会館（東京都立川市に所在。同会館は 2016 年 12 月に閉館）に設置されていた、市民活動サービスコーナーが所蔵し

(21) 「東京都組織沿革」(<https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/01soumu/archives/0702enkaku.htm>)

(22) 井原平（1972）「東京都の公害対策」『季刊社会保障研究』別冊 34 号、50-59 頁。

ていた資料を寄託の後に寄贈を受け、公開している。サービスコーナー資料は「十進分類を基本に、市民運動や市民活動自体とそれらの活動が取り組む分野を中心に構成」された図書分類表があり、その50番台【公害】は以下のように分類されている⁽²³⁾。

- 50 公害問題一般
- 51 車公害
- 52 大気汚染
- 53 騒音・振動
- 54 粉塵・悪臭
- 55 水質・土壌汚染
- 56 食品公害
- 57 環境汚染科学物質
- 58 産業廃棄物
- 59 鉱害

引用した分類を含む「表1 市民活動サービスコーナー図書分類表」は、山家利子氏によれば「開設年度の終わり頃までに、職員の手で」作成された。市民活動サービスコーナーの設置は1972年10月1日であり、「1973年度の早い時期に分類表第2版、1974年度の終わりまでに第3版に改訂された」とのことなので、1972年当時の公害の捉え方を確認できる資料である。この図書分類には船橋俊通氏がボール紙に書いた語と重なる主題がいくつも見られる。都立施設だから当然との考え方もあると思うが、市民活動サービスコーナーの性格を考えると東京都の視点と市民活動の視点の両方からの関心事ともいえ、本資料群のシリーズをなすボール紙は当時の関心事を反映していると考えられよう。

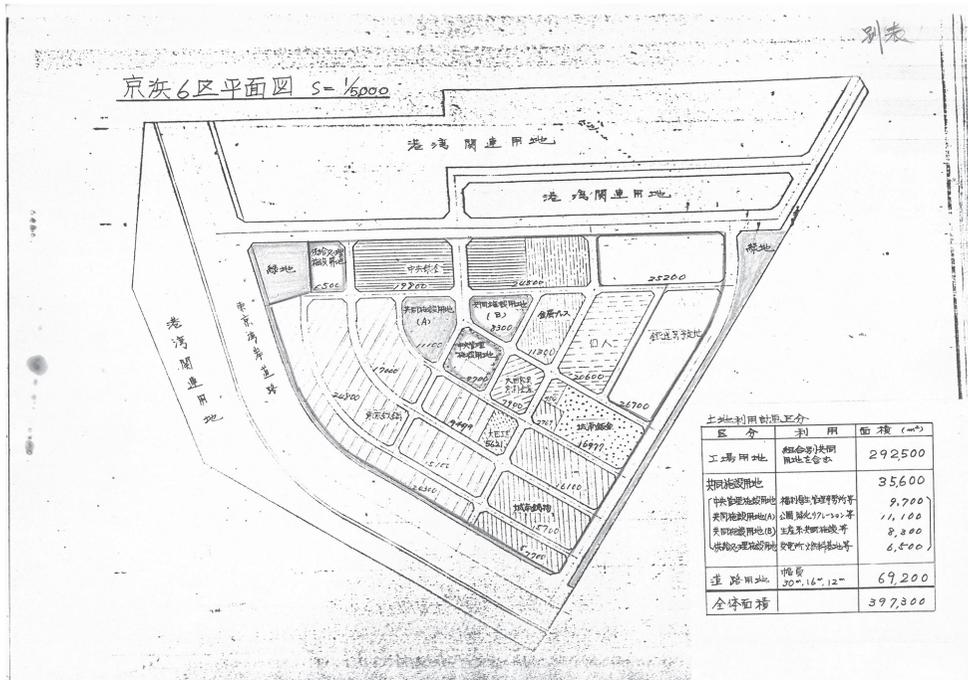
よって、船橋俊通氏がボール紙に主題を書いたのがいつなのかは記載がないので明らかにはできないが、たとえ後年の筆であっても、船橋俊通氏が副知事在职時代の公害対策の関心事を反映しているといえよう。なお、環境アセスメントのように船橋俊通氏が副知事を退任した後に発生している関心事⁽²⁴⁾も主題となっている。

3 本資料群からみえる東京都の公害対策

以下では3つの具体的な資料を見ながら、東京都の公害対策を見ていきたい。この3つは資料を整理しながら、この資料群の性格を考えていくにあたって重要だろうと考えたもので、特徴を端的に示しているものを抽出しているわけではないことはご承知おきいただきたい。

(23) 以下、市民活動サービスコーナーについては、山家利子（2014）「資料と活動の交流拠点だった『都立多摩社会教育会館 市民活動サービスコーナー』」『大原社会問題研究所雑誌』666号、3-23頁を参照した。環境アーカイブズでは「旧分類番号」と呼んでいる。

(24) 本資料群に含まれる環境アセスメントの資料は1978年以降のため、東京都公文書館情報検索システムで「環境アセスメント」を検索したところ、1976年度の文書が最も古い文書だった。



【写真1】 0016-B4-051-007 「京浜6区平面図」

(1) 都の公害行政——工場集団移転

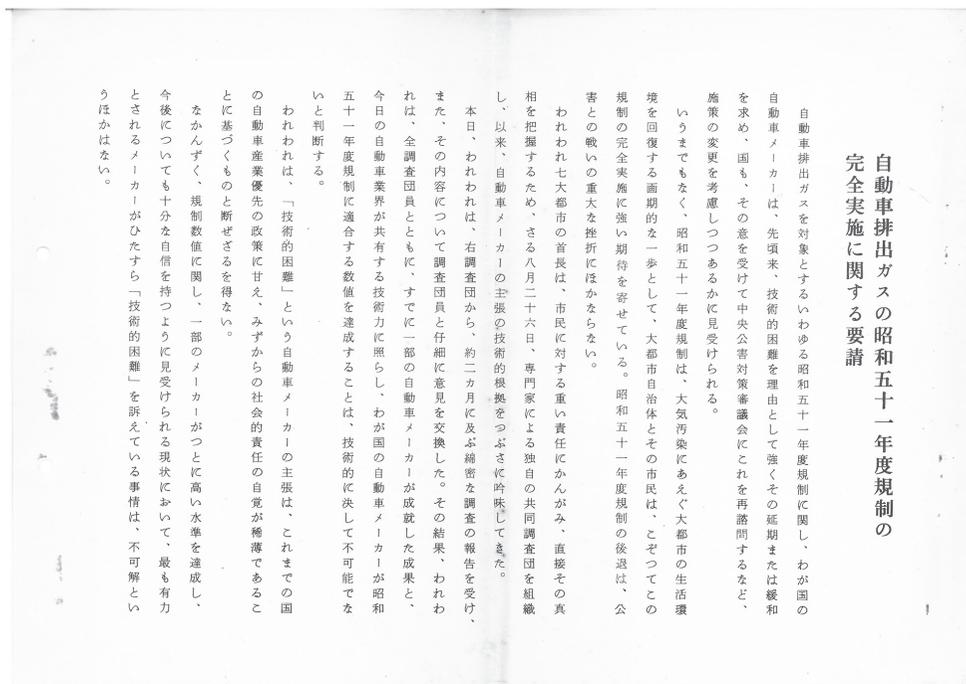
1つ目は、工場の集団移転である。【写真1】は京浜6区と呼ばれている、人口島の平面図を写している。この平面図自体に年の記載はないが、ファイル内の他の資料から、1974年頃に作成された図と比定される。図の中には「金属プレス」や「鋳物」を冠した企業名が書かれている。先述の井原氏の論考には、一番大きい工場騒音は鍛造、プレスによるものであり、工場によっては70～100メートルぐらいのところまで振動を含めて騒音を発すること。工場をまとめて移転させるほうが有効な対策になること。東京都としては羽田空港滑走路の北のところにある京浜3区という埋め立て地に集団移転をさせていること。そして「その少し右側に京浜6区があるが、そこにやはり騒音工場を集めようということに、現在なっている」ことが書かれる⁽²⁵⁾。

また、公害防止対策に苦しむ中小工場の港湾埋立地への移転要望を受け、東京都は1970年に「造成途中の京浜6区埋立地（現在の京浜島です）を公害工場移転集団化用地として利用する意志を定め」た⁽²⁶⁾という、京浜6区への移転が工場の要望によるとの記録もある。

類似の工場移転としては、横浜市の「金沢地先埋立事業」がある。今のみなどみらい地区を造成するため、当該地にあった三菱重工業横浜造船所を移転、同造船所に部品を供給する町工場などの移転先として整備された、金沢工業団地などを造成した事業である。「都心部の工場を一部移転さ

(25) 注22 井原氏論文 57-58 頁。

(26) 京浜島連合会 N (2017)「京浜島コラム #3」京浜島工業団地協同組合連合会／大田区産業振興課工業振興担当・都市計画課計画調整担当『京浜島ニュース』特別号, 1頁。



【写真2】 0016-B2-021-003 「自動車排出ガスの昭和51年度規制の完全実施に関する要請」

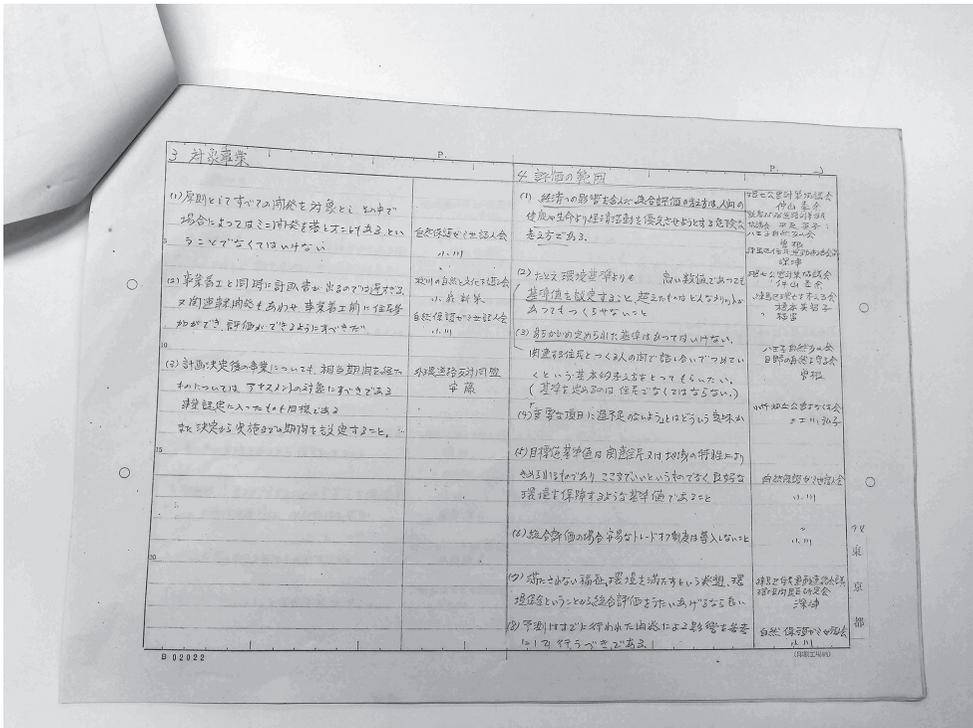
せ土地利用を純化します」⁽²⁷⁾と市民に説明されたこの事業は、埋立事業局管理部長に「この埋立事業は前進する横浜の原動力であり、将来の市の骨格ともなる六大事業のうち最も重要な事業」と説明された⁽²⁸⁾。当該地では横浜の地場産業であるスカーフを染める技術である捺染業などの排水問題への対応がなされている。東京都同様の公害抑制策が各地で同時多発的に行われていたことを具体的に示している。

(2) 他都市との協力——排気ガス

2つ目は、他都市との協力である。【写真2】は、公害対策が同時多発的と共に協力して行われていたことを示す資料である。「自動車排出ガスの昭和51年度規制の完全実施に関する要請」は1974年10月21日に国と自動車業界に出された要請で、東京都知事・美濃部亮吉、川崎市長・伊藤三郎、横浜市長・飛鳥田一雄、名古屋市長・本山政雄、京都市長・船橋求己、大阪市長・大島靖、神戸市長・宮崎辰雄の連名で出されている。先述の通り、東京都の組織に「公害」の語が最後まであったのは自動車公害対策なので、ここでは排気ガスにかかる文書を示した。本資料群を見ると、ごみ問題や排ガス、光化学スモッグ、プラスチックやびんなどの処理困難物について、「七大都市首長」としてこの7名の連名の文書の発出を行ったり都庁で「ごみ問題を語る七大都市首長と

(27) 横浜市 (1969) 『新しい横浜をつくるプログラム 横浜国際港都建設中期計画 1969-1973』9頁。

(28) 村上武 (1971) 「金沢地先埋立事業」横浜市企画調整室編『調査季報』28, 110-117頁。



【写真3】 0016-B3-030-002のうち『住民の声を聴く会』意見概要

婦人の集い」を開催したりしている。この「七大都市首長」の資料は東京都の公害対策の一端を示していると共に、名古屋市や神戸市といった、他の工業地帯の所在自治体の取り組みをも示している。資料群名はこの資料群の成り立ちを考えると適切だが、川崎市などの近隣自治体以外との帯同を示すことで資料群の利用者の多様なニーズにこたえられるのではないかと考え、ここで例示することにした。

(3) 都民との関わり——環境アセスメント

3つ目として、都民との関わりが分かる資料を示す。【写真3】は、「東京都における環境アセスメントを考える委員会審議経過」というダブルクリップ留されたアイテムの一部の「『住民の声を聴く会』意見概要」である。「住民の声を聴く会」は、1977年11月19日に全国町村会館ホールで開催されたもので、80団体130人に意見聴取をしたものである。東京都公害局企画部が所管し、参加依頼文書は委員長の船橋俊通氏の名で出されている。この中には、「経済への影響を含んだ総合評価の考え方は、人間の健康や生命より経済活動を優先させようとする危険な考え方である」という、放射35・36道路対策住民協議会の平尾英子氏⁽²⁹⁾ほかの意見が記されている（【写真3】右

(29) 平尾氏の資料は「平尾英子氏旧蔵・放射36号線関連運動資料」という資料群名で立教大学共生社会研究センターが所蔵している（利用時は要問合せ）。行政の資料と社会運動資料は別のもので扱われるが両者を行き来することで実相に近づける可能性がある。

上)。革新都政の一端を示す資料ということにもなるかと思うが、環境アセスメントの検討過程で都民の声を反映させようとした都の行政執行が具体的に分かる資料である。

(4) 小括

(3) で示した資料は、東京都の公害対策が都庁職員だけではなくさまざまな人たちが関わりながらなされてきた一端を示していよう。どちらを縦軸と置くかは難しいが、東京都庁と都下の自治体、都民を結ぶ線を縦軸として見たとすると、もう一方に国と東京都庁、他の自治体という横軸も見えてくる。「都民」にも社会運動や市民活動に携わる都民と学識経験者として携わる都民がおり、複層的な関わりが見えてくる。

そのような資料群が「公的文書」として民間の収集アーカイブズである環境アーカイブズで管理される意義を本節の最後に考えたい。東京都の文書管理は、「文書のライフサイクル」に則っており、東京都庁で作成された行政文書は文書作成課で保存され、保存期間満了後に保存すべき文書は東京都公文書館に移管される。文書処理体系に従って移管された文書は、体系性や文書の真正性、証拠性が強い。東京都公文書館のデータベースはキーワードや所管課、件名等で検索でき、階層表示も可能な優れたものである。ただ、自己反省も含めて書くが、優れたデータベースゆえに利用者は検索語を具体的に入力してしまい、関連する語を見つけることなしに確認を終えてしまいがちになる。特定主題のまとまりに気付くにはある程度の理解が必要になる。

一方、環境アーカイブズの資料管理は、個人蔵の範囲かつ、評価・選別の有無は不明である。その意味では体系性や文書の真正性、証拠性は弱いと言わざるを得ない。ただ、行政文書も行政刊行物も群として一括保存しているため、所管課を越えた文書の関係等の理解が可能になる。一例を挙げると、「公害対策会議資料」（アイテム ID：0016-B4-058-006～0016-B4-058-012）は公害局と衛生局が作成した資料がまとめて保存されている。会議関係資料が多いという本資料群の特性もあるかと思うが、そのことで、先に示したような多様な人々の関わりを示す可能性があると考えられる。まとまりをなるべく維持し、データベースを用いずに一覧表示させる本資料群のありようから、新たな検索語に出会える可能性はあるはずだ。さらに、保存期間に基づいた廃棄という管理方法がないため、本資料群にしか残されていない情報もあるかと思う。

おわりに

紙幅も尽きたので各節の要約は割愛するが、本資料群は1970年代前後の東京都の公害対策から環境政策への転換期の文書群である。環境アーカイブズで利用に供することが多い資料群は薬害資料であり、薬害患者が明確な被害を受け、その被害認定・救済等を求めて活動しているのに対し、本資料群は光化学スモッグのような公害にかかる資料だけではなく影響が出てしまう前から検討した内容等をも含むことが一つの特徴であると考えられる。

まとめとして、全体を振り返りながら、本資料群を環境アーカイブズで収蔵する意義を、3つ示したい。1つ目は、民間文書として保存することで、旧蔵者である船橋俊通氏の「公害」行政全般を所掌したまなざしが反映された資料内容・資料群の構成のまま利用に供せる意義である。

2つ目は、公的文書を個人宅や環境アーカイブズといった民間で保存・公開することの意義である。「東京都公文書等の管理に関する条例」を見ると公文書等は「都民による都政への参加を進めるために不可欠な都民共有の財産」であることが明記されている。民間に保存された公的文書である本資料群もまた、公開側が公共財という意識をもって、私文書を再度公的空間へひらきなおす必要があるだろう。「ひらく」ことは単に資料群概要や目録をウェブ公開することではないはずで、本稿の基になった資料整理研究会のように内容を示しながら、皆で考えていくことも含めてのはずだ。当日は実際に、アーカイブズ関係者や研究者の方々から、本資料群についての質問を多数いただいた。そのように皆で使い、皆のものになっていくことがこの資料群を活かすことであろう。

3つ目は、環境アーカイブズは「環境問題・環境政策・環境運動の資料を整理・保管・公開」しているアーカイブズだが、環境政策の資料の公開は本資料群が初になる。本資料群をひらいていくことで設立趣旨がかなうという意義がある。

本稿は資料群の構造とそのコンテキスト理解のために内容をみていくことを軸として展開した。最後に、もう少し大局でみると、環境アーカイブズで資料群を公開することは、環境問題・環境政策・環境運動の「資料」を通して環境社会学の実相に迫るアプローチを担保することになるのだろう。ここでいう「資料」は所蔵資料（アーカイブズ資料）と参考図書として資料公開室（閲覧室）に備えてある書籍等の両方を指す。環境社会学は「自然環境あるいは人為的に形成された生活環境と人間社会の相互作用とその帰結を、環境問題と環境共存を焦点としながら、社会の側に注目して、解明しようとする社会学の一分野」⁽³⁰⁾ であるという。解明した一例である船橋晴俊氏の「東京ゴミ戦争と『対抗的分業』」には、1974年11月25日に東京都と杉並清掃工場高井戸地区建設反対期成同盟の間で「東京ゴミ戦争」の和解調印が行われたこととその調印内容が記されている⁽³¹⁾。本資料群にはその翌日と翌々日に「ごみ問題を語る七大都市首長と婦人の集い」が都民ホールで行われ、「七大都市首長」の一人として美濃部都知事が参加していることが分かる資料があり（アイテムID:0016-B1-010-008）、ごみ問題への対応が同時進行で行われてきたことが分かる。ごみ問題は典型七公害には含まれないが、東京都の公害対策の一部であることは本資料群のシリーズが示している。このように、環境アーカイブズという場所蔵資料と参考図書を、そして環境問題・環境政策・環境運動の資料を行ったり来たりすることにより、課題解決に資する資料を多層的に閲覧することが可能になるのである。

（うの・じゅんこ 法政大学大原社会問題研究所嘱託研究員／前環境アーカイブズ専門嘱託（アーキビスト））

謝辞：本資料群の公開までの過程で多くの方にお力添えをいただきました。特に船橋恵子氏には資料の公開手続き等を通してコンテキスト情報等のご教示をいただきました。記して感謝いたします。

(30) 船橋晴俊（2011）「現代の環境問題と環境社会学の課題」船橋晴俊編『環境社会学』弘文堂、10頁。

(31) 船橋晴俊（2018）『社会制御過程の社会学』東信堂、181-205頁。